

都留市地域クラブ活動 保護者等説明会

次 第

1. 開 会

2. 教育長あいさつ

3. 「地域クラブ活動について」の説明

①山梨県教育庁 保健体育課 学校体育担当 副主幹・指導主事

田鹿 欣孝 様

②都留市地域クラブ活動総括コーディネーター

跡部 洋二

4. 質疑応答

5. まとめ

山梨県教育庁 保健体育課 地域クラブ活動総括コーディネーター

荻野 昭彦 様

6. 閉 会

令和6年6月30日（日）13：30～

於：都の杜うぐいすホール 大ホール

都留市教育委員会

はじめに

学校部活動は、これまで学校教育の一環として行われ、教師の献身的な支えにより、我が国のスポーツ・文化芸術振興を担ってきました。

また、体力や技能の向上を図る目的以外にも、子供たちの健全な成長を育むさまざまな教育的意義を有してきた活動です。

しかし、少子化の中、これまでと同様の学校部活動の指導体制を維持することが難しくなってきました。

そこで、都留市では、**学校部活動のよさを引き継ぎ**、子供たちが**スポーツ・文化芸術に継続して親しむ**ことができる環境を整備することを目指し、取組を進めることを検討しています。

これから説明する都留市地域クラブ活動は、
まったく**新しい活動**です。保護者の皆様と**新
たに一緒につくる活動**です。

実際に活動を実施する中で、さまざまな課題が
発生することが予想されますが、保護者や指導
者、学校等の関係者が、**その都度解決策を検討**
し、よりよい体制をつくっていきたいと考えます。

ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

【部活動の現状と課題】

- ① 部員数の減少により、大会・コンクール等への出場だけでなく日頃の練習にも支障が出るなど**活動が縮小・制限**されています。
- ② 教員数の減少により、**顧問の人数が不足**したり、部活動を**専門的に指導**することができる教員が少なくなったりしています。
- ③ 部活動は教育課程外の活動で、**必ずしも教員が担う必要のない業務**になっていますが、現在部活動の指導は教員が行っています。そのため、時間外勤務の増加など**大きな負担**になっています。

学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する 総合的なガイドライン【概要】

扱い：12月27日（火）
閣議後会見大臣官邸発着後 解禁



- 少子化が進む中、将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するため、速やかに部活動改革に取り組む必要。その際、生徒の自主的で多様な学びの場であった部活動の教育的意義を継承・発展させ、新しい価値が創出されるようにすることが重要。
- 令和4年夏に取りまとめられた部活動の地域移行に関する検討会議の提言を踏まえ、平成30年に策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を統合した上で全面的に改定。これにより、学校部活動の適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方とともに、新たな地域クラブ活動を整備するために必要な対応について、国の考え方を提示。
- 部活動の地域移行に当たっては、「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下、生徒の望ましい成長を保障できるよう、地域の持続可能で多様な環境を一体的に整備。地域の実情に応じ生徒のスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消することが重要。

※ **I は中学生**を主な対象とし、**高校生**も原則適用。**II～IVは公立中学校の生徒**を主な対象とし、高校や私学は実情に応じて取り組むことが望ましい。

I 学校部活動

教育課程外の活動である学校部活動について、実施する場合の適正な運営等の在り方を、従来のガイドラインの内容を踏まえつつ示す。

（主な内容）

- ・ 教師の部活動への関与について、法令等に基づき業務改善や勤務管理
- ・ 部活動指導員や外部指導者を確保
- ・ 心身の健康管理・事故防止の徹底、体罰・ハラスメントの根絶の徹底
- ・ 週当たり2日以上休養日の設定（平日1日、週末1日）
- ・ 部活動に強制的に加入させることがないようにする
- ・ 地方公共団体等は、スポーツ・文化芸術団体との連携や保護者等の協力の下、学校と地域が協働・融合した形で環境整備を進める

II 新たな地域クラブ活動

学校部活動の維持が困難となる前に、学校と地域との連携・協働により生徒の活動の場として整備すべき新たな地域クラブ活動の在り方を示す。

（主な内容）

- ・ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体の整備充実
- ・ 地域スポーツ・文化振興担当部署や学校担当部署、関係団体、学校等の関係者を集めた協議会などの体制の整備
- ・ 指導者資格等による質の高い指導者の確保と、都道府県等による人材バンクの整備、意欲ある教師等の円滑な兼職兼業
- ・ 競技志向の活動だけでなく、複数の運動種目・文化芸術分野など、生徒の志向等に適したプログラムの確保
- ・ 休日のみ活動をする場合も、原則として1日の休養日を設定
- ・ 公共施設を地域クラブ活動で使用する際の負担軽減・円滑な利用促進
- ・ 困窮家庭への支援

III 学校部活動の地域連携や

地域クラブ活動への移行に向けた環境整備

新たなスポーツ・文化芸術環境の整備に当たり、多くの関係者が連携・協働して段階的・計画的に取り組むため、その進め方等について示す。

（主な内容）

- ・ まずは休日における地域の環境の整備を着実に推進
- ・ 平日の環境整備はできるところから取り組み、休日の取組の進捗状況等を検証し、更なる改革を推進
- ・ ①市区町村が運営団体となる体制や、②地域の多様な運営団体が取り組む体制など、段階的な体制の整備を進める
- ※ 地域クラブ活動が困難な場合、合同部活動の導入や、部活動指導員等により機会を確保
- ・ 令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間として地域連携・地域移行に取り組みつつ、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指す
- ・ 都道府県及び市区町村は、方針・取組内容・スケジュール等を周知

IV 大会等の在り方の見直し

学校部活動の参加者だけでなく、地域クラブ活動の参加者のニーズ等に応じた大会等の運営の在り方を示す。

（主な内容）

- ・ 大会参加資格を、地域クラブ活動の会員等も参加できるよう見直し
- ※ 日本中体連は令和5年度から大会への参加を承認、その着実な実施
- ・ できるだけ教師が引率しない体制の整備、運営に係る適正な人員確保
- ・ 全国大会の在り方の見直し（開催回数の精選、複数の活動を経験したい生徒等のニーズに対応した機会を設ける等）

学校部活動の地域連携、地域クラブ活動への移行の全体像（イメージ）

学校部活動

【位置付け】学校教育の一環（教育課程外）

指導者	当該校の教師
参加者	当該校の生徒
場所	当該校の施設
費用	用具、交通費等の実費
補償	災害共済給付



学校部活動の地域連携

■ 合同部活動の導入や部活動指導員等の適切な配置により生徒の活動機会を確保

指導者	部活動指導員等、関係校の教師 （※アスリート・アティスト等の人材を含む）
参加者	関係校の生徒
場所	拠点校の施設
費用	用具、交通費等の実費
補償	災害共済給付

■ 少子化の中、持続可能な体制にする必要
（学校や地域によっては存続が厳しい）

■ 地域の実情に応じた段階的な体制整備

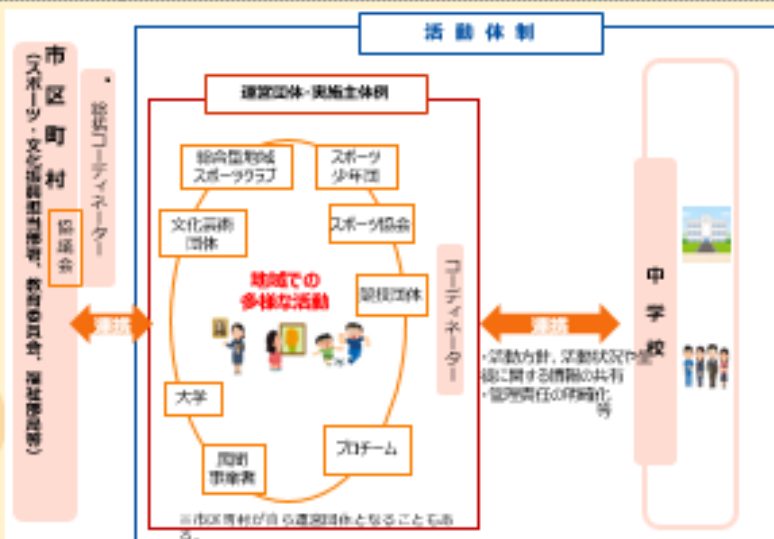
地域の実情に応じ、
当面は併存

休日の地域クラブ活動

【位置付け】学校と連携して行う地域クラブ活動
（法律上は社会教育、スポーツ・文化芸術）

■ 地域の多様な主体が実施。学校は、活動方針、活動状況や生徒に関する情報の共有等を通じて連携。

運営団体・実施主体	①地方公共団体（※複数地方公共団体の連携を含む） ②多様な組織・団体（総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、体育・スポーツ協会、競技団体、プロチーム、民間事業者、大学、文化芸術団体、地域学校協働本部、同窓会等）
指導者	地域の指導者（一部教師の兼職兼業）
参加者	地域の生徒（※他の世代と一緒に参画する場合を含む）
場所	学校施設、社会教育施設、公共のスポーツ・文化施設、地域団体・民間事業者等が有する施設
費用	可能な限り低廉な会費＋用具、交通費等の実費
補償	各種保険等



生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことのできる機会の確保を目指す取組

県における部活動を取り巻く状況

- ・県内公立中学校が設置する部活動数は減少傾向にあり、運動部は平成30年からの4年間で約10%の減少。
- ・休日の部活動指導について、74%の教員が「負担である」と回答。

目指す方向性

「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」

- 地域の持続可能で多様な環境を一体的に整備
- スポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消

国のこれまでの動向

部活動の地域移行に当たっては、「令和5年度から令和7年度までの3年間は改革推進期間として、地域連携・地域移行に取り組みつつ、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指す」ことが示された。

Ⅰ 学校部活動

教育課程外の学校部活動については、実施する場合の適正な運営等の在り方を、従来のガイドラインを踏まえつつ示す。

- 適切な運営のための体制整備
 - ・校長は、「学校の部活動に係る活動方針」を策定し、公表等
- 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進
 - ・心身の健康管理、事故防止及び安全対策、体罰・ハラスメント等の根絶等
- 適切な休養日の設定
 - ・週当たり2日以上以上の休養日の設定（平日1日、休日1日）等
- 生徒の多様なニーズを踏まえた環境の整備
 - ・合同部活動や合同練習、部活動指導員等の取組の推進等
- 学校部活動の地域連携

◆少子化の中、持続可能な体制にする必要
◆地域の実情に応じた段階的な体制整備

地域の実情に応じ、当面は併存

Ⅱ 新たな地域クラブ活動

学校部活動の維持が困難となる前に、学校と地域との連携・協働により生徒の活動の場として想定される地域クラブ活動の在り方等について示す。

- 新たな地域クラブ活動の在り方
 - ・地域クラブ活動を行う環境の整備
- 適切な運営や効率的・効果的な活動の推進
 - ・参加者、運営団体・実施主体、指導者、活動内容、適切な休養日の設定、活動場所、会費の適切な設定と保護者等の負担軽減、保険の加入等
- 学校との連携等
 - ・活動方針や活動状況、スケジュール等の共通理解、教師等の兼職兼業等

※Ⅰは中学生を主な対象者とし、高校生にも原則適用。Ⅱ～Ⅳは公立中学校の生徒を主な対象とし、高校や私学は実情に応じて取り組むことが望ましい。

Ⅲ 学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行へむけた環境整備

新たなスポーツ・文化芸術環境の整備に当たり、多くの関係者が連携・協働して段階的・計画的に取り組むため、その進め方等について示す。

- 新たなスポーツ・文化芸術環境の整備方法
 - ・休日の活動の在り方等の検討、検討体制の整備、段階的な体制の整備
 - ・やまなし地域クラブ活動の体制整備に関する手引き
- 休日の学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行の段階的推進
- 地方公共団体における総合的・計画的な取組

Ⅳ 大会等在り方の見直し

学校部活動の参加者だけでなく、地域クラブ活動の参加者のニーズ等に応じた大会等の運営の在り方を示す。

- 生徒の大会等の参加機会の確保
- 大会等への参加の引率や運営に係る体制の整備
- 生徒の安全確保
- 教育内大会をはじめとする大会等の在り方



学校部活動の地域クラブ活動への移行で変わる主な変更点

これまでの学校部活動

【指導者】学校の教員（顧問）

地域の指導者（部活動指導員・外部指導者）

【活動場所】在籍する学校の施設

市内の体育施設・文化施設等

【対象】同じ学校の生徒

複数の学校による合同チーム

【経費】無料

【保険】学校で加入



目指す地域クラブ活動

【指導者】**地域の指導者**

希望する学校の教員（兼職兼業）

【活動場所】学校の施設

市内の体育施設・文化施設等

【対象】**原則として地域の生徒**

（市外の生徒も可）

【経費】**指導者の報酬、会場使用料等**

【保険】**新たな保険に加入**

学校部活動の地域クラブ活動への移行で変わる主な変更点

- 学校という**公的機関の活動**から、地域クラブ活動という**私的な地域の活動**へ
- 参加を希望する人が、費用等を自己負担して行う活動に変更される

注意点

平日は学校部活動、休日は地域クラブ活動に

これまでの都留市の取組

令和5年6月に、都留市地域クラブ活動推進協議会を設置した。

委員は、次の方々です。

学識経験者（大学関係者2名）

都留市スポーツ協会より1名

都留市文化協会より1名

都留アスリート倶楽部より1名

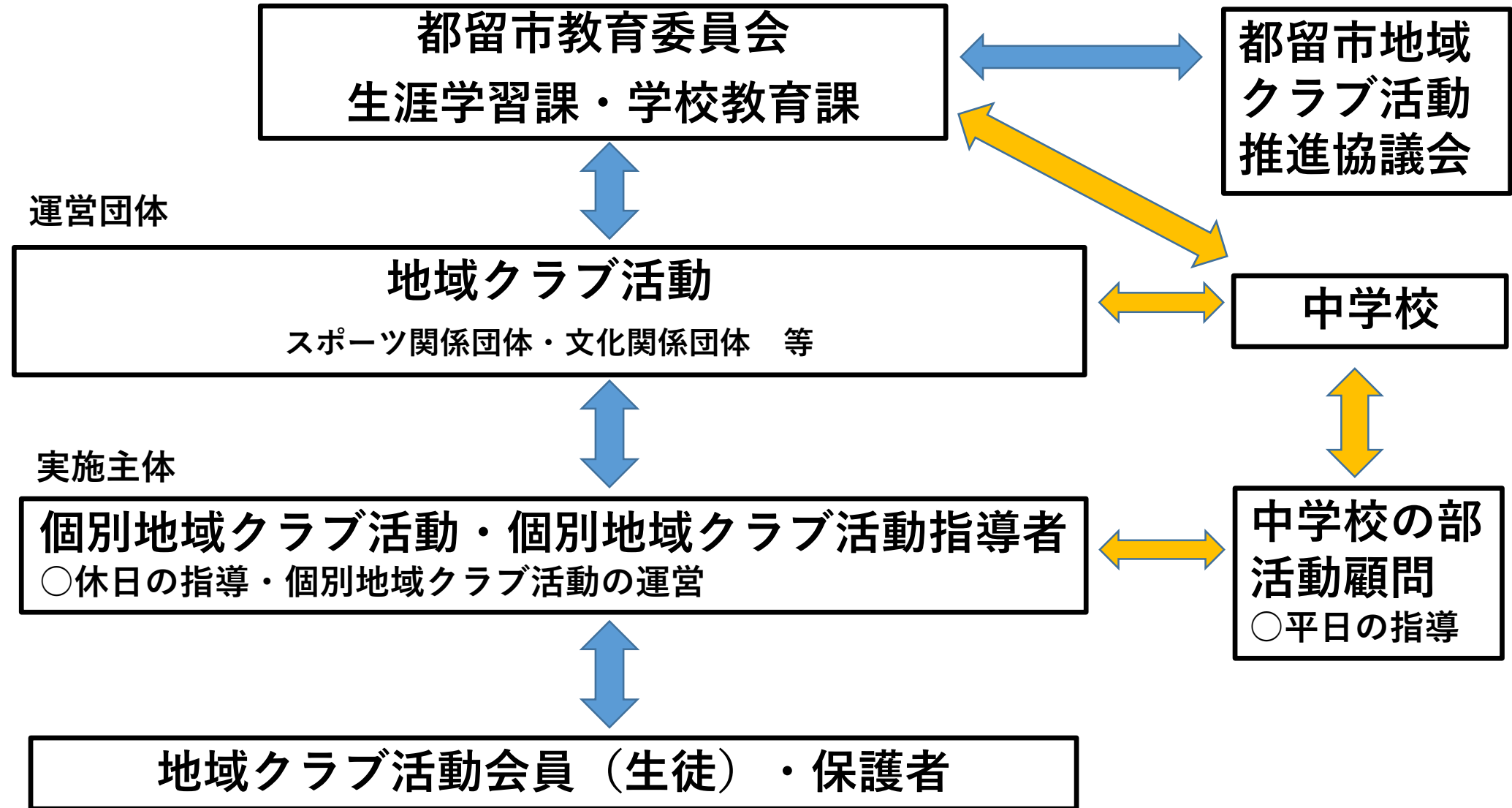
都留市PTA連合会より1名

都留市内3中学校長

都留市教職員代表2名（運動部顧問代表、文化部顧問代表）

都留市教育委員会（教育長、学校教育課3名、生涯学習課6名）

都留市地域クラブ活動の体制について



都留市地域クラブ活動の体制について

運営・実施体制 1

運営主体

教育委員会
スポーツ関係団体・文化関係団体 等

実施主体

3中学校の生徒が合同で行う
個別地域クラブ活動

3中学校の生徒が、合同で活動する個別地域クラブ活動を設立し、実施する。

運営・実施体制2

運営主体

教育委員会
スポーツ関係団体・文化関係団体 等

実施主体

都留第一中学校の生徒を中心とする個別地域クラブ活動

都留第二中学校の生徒を中心とする個別地域クラブ活動

東桂中学校の生徒を中心とする個別地域クラブ活動

3中学校の生徒が、学校単位を中心とする個別地域クラブ活動を設立し、実施する。

大会やコンクール等への参加資格から学校単位がなくなるまでは、上記の2つの体制が考えられる。また、両体制が併存する場合も想定される。生徒・保護者を含めた関係者で話し合い、よりよい運営体制を検討し、実施する。

都留市地域クラブ活動基本方針

—基本方針—

休日の地域クラブ活動は、「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる」という意識の下、将来にわたり、本市の子供たちが豊かな生活を送ることができるよう、スポーツ・文化芸術活動に継続して親しむ機会を確保する。

目指すところ

- ・「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる」との考えの下、休日の中学校部活動の地域移行を推進する。
- ・本市の教育振興基本計画にある「地域の教育力を高める生涯学習のまちづくり」を推進する。
- ・子供たち（中学生）が、仲間や異世代との交流の中で、ともにスポーツや文化芸術に親しむ、楽しむ、支え合う、育てるなどの様々な体験ができる環境の整備を目指す。
- ・中学生が、休日の地域クラブ活動と平日の学校部活動に違和感なく参加でき、多様なニーズに対応できる持続可能な体制を築く。（以下省略）

都留市地域クラブ活動規約

(名称)

第1条 本活動の名称は、都留市地域クラブ活動（以下「地域クラブ活動」という）とする。

(運営主体及び実施主体)

第2条 地域クラブ活動は、当面都留市教育委員会が中心となり、運営を行う。同時に、関係団体と協力し、運営主体の体制整備に取り組む。

2 競技種目・活動別の地域クラブ活動については、民間事業者を含む関係機関で協議し、実施する。希望する中学生がスポーツや文化芸術活動に親しむことができる体制を整備する。

(活動方針)

第3条 地域クラブ活動は、都留市地域クラブ活動基本方針にしたがい、活動を行う。（以下省略）

令和6年度に地域クラブ活動への移行を目指す部活動

都留一中		都留二中		東桂中	
部活動	部活動指導員等の配置	部活動	部活動指導員等の配置	部活動	部活動指導員等の配置
すみよし部		21世紀部		桂鮎部	
陸上競技		陸上競技		空手	
ソフトテニス女子	有	ソフトテニス男子		陸上競技	
ソフトテニス男子		ソフトテニス女子		ソフトテニス男子	
新体操	有	ラグビー	有	ソフトテニス女子	
バレーボール女子	有	剣道	有	卓球男・女	有
ラグビー	有			ラグビー	有

令和7年度 休日部活動の地域移行を検討する部

都留一中	都留二中	東桂中
部活動	部活動	部活動
野球	野球	野球
バレーボール男子	バレーボール男・女	バスケットボール男・女
バスケットボール男・女	バスケットボール男・女	サッカー
卓球男・女	卓球男・女	音楽
相撲	弓道	バレーボール女子
吹奏楽	相撲	
文芸	吹奏楽	
	文化	

都留市地域クラブ活動の設立に向けて

- ① 令和6年10月ごろより順次実施を目指す。
まずは休日の活動から
- ② 月2回程度、土日のいずれか1回3時間程度とする。
- ③ 使用施設は基本的に中学校施設、道具は当面中学校のものを借用する。
- ④ 活動場所までの移動は、徒歩、自転車、保護者の送迎を基本とする。

都留市地域クラブ活動の設立に向けて

- ⑤ 保険は、生徒・指導者ともに必ず加入する。
- ⑥ 費用については、すべての部活動の地域クラブ活動への移行が終了した場合は、受益者負担を基本とする。
- ⑦ それまでの移行期間は、保護者と市が負担する案を検討する。
- ⑧ 地域クラブ活動への移行が終了した後に、経済的に困窮する家庭への支援の実施を検討する。

都留市地域クラブ活動の設立に向けて

- ⑨指導者は、スポーツ・文化芸術団体の指導者、部活動指導員や外部指導者、教員の兼職兼業、大学生等を想定している。指導者の量の確保のため、市人材バンクの設立等を検討する。質を確保するため、研修会の実施、指導者の資格取得の支援等を検討する。

都留市地域クラブ活動の設立に向けて

- ⑩ 指導者には、事故防止・事故発生時の対応・報告等についての**研修会を実施**する。
また、指導者は、事故発生時の対応や不適切な指導を予防するため、**複数で指導**を行うようにする。
- ⑪ 保護者には、協会登録、大会等への参加手続き、大会への輸送等について**協力をお願い**したい。

都留市地域クラブ活動への参加申込について

今後、費用や指導者等の検討課題に対する見通しがついたところで、地域クラブ活動の参加申込を受け付ける予定です。

申込方法などは、後日連絡をいたします。